

「農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金」の補助対象事業者(執行団体)

【公募要領】

令和8年1月23日

滋賀県農政水産部

みらいの農業振興課

滋賀県では、「農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金」の補助金交付事務を行う事業者(執行団体)を公募します。

※間接補助金の交付を受けて事業を実施する事業者(間接補助対象事業者)の公募は、執行団体の選定後、別途実施します。

－公募要領目次－

I 補助対象事業者(執行団体)の公募について

- 1 補助金の目的
- 2 定義
- 3 補助金の内容
- 4 補助対象事業者の採択
- 5 審査の通知
- 6 参加資格要件
- 7 採択における審査項目
- 8 公示の方法
- 9 応募の方法

II 留意事項等について

- 1 基本的な事項
- 2 補助金の交付
- 3 補助対象事業の完了
- 4 補助対象経費
- 5 留意点

## I 補助対象事業者(執行団体)の公募について

### 1 補助金の目的

この補助金は、農畜水産業における稼ぐ力を強化するため、生産性・品質の向上や県産食材の販路拡大等の事業強化に向けた機器等導入や商品開発等の取組に対し、必要な経費の一部を補助することで農畜水産業者等の経営強化に向けた取組を支援し、本県農畜水産業の持続的な成長を目的とします。

### 2 定義

本公募における用語の定義は、以下のとおりです。

#### (1)間接補助対象事業

「農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金」の交付要綱等で定める事業

#### (2)間接補助対象事業者

間接補助対象事業を行う者

#### (3)補助対象事業

間接補助対象事業者に対して間接補助対象事業に要する経費を補助する事業および当該事業に必要な事務

#### (4)補助対象事業者

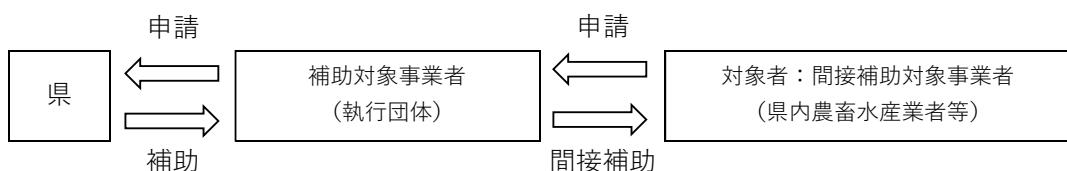
補助対象事業を行う者(執行団体)

#### (5)補助金

県が補助対象事業者に対して交付する補助金(事務費を含む)

#### (6)間接補助金

補助対象事業者が県から受けた補助金を財源として、間接補助対象事業者に対して交付する補助金



### 3 補助金の内容

#### (1)公募対象事業費

本公募で対象となる「農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金」の予算額および事務費の上限額(補助対象事業の事務を行うために必要な経費)は、以下のとおりです。

事業費総額 1,100,000,000 円

間接補助金下限額 1,000,000,000 円(想定している間接補助対象事業の件数 500 件～1,000 件)

事務必要経費上限額 100,000,000 円

## (2)補助対象事業者

1法人を補助対象事業者として採択します(採択の詳細については、「4 補助対象事業者の採択」を参照)。補助対象事業を複数の事業者で共同して実施する形式により申請する場合には、代表者を決めていただくとともに、代表者が応募申請書を提出してください。ただし、代表者が補助対象事業の全ての業務を他の者に実施させることはできません。

なお、補助対象事業者の要件については、交付要綱第2条に定めるところによることとします。

## (3)補助対象事業の期間

交付決定の日から令和9年3月12日(金)まで

## (4)補助対象事業の内容

間接補助金の交付、問合わせ対応等に係る一連の事業。主な内容は以下のとおり。

- ① 間接補助対象事業の周知・広報(ホームページ、チラシ等)
- ② オンライン申請・実績報告システムの構築
- ③ 間接補助対象事業者からの問合せへの対応
- ④ 間接補助金交付申請書の受理・審査(予算の3/4を一次募集、残額を二次募集で受付)、交付決定
- ⑤ 実績報告書の受理・審査、額の確定
- ⑥ 間接補助金の支払い
- ⑦ その他事業管理に必要となる事項についての対応

## (5)補助対象事業の経理等

補助対象事業に関する経理については、帳簿および全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿および全ての証拠書類を補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。

なお、県は、補助対象事業実施期間中に、補助対象事業の執行に要する経費について、額の中間検査を実施します。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合があります。

## (6)概算払

補助金のうち概算払をすることができる経費は、間接補助対象事業者に対して支払う間接補助金として必要な額とします。また、支払いは複数回とし、支払時期および金額については県と協議の上、請求できるものとします。ただし、概算払に当たっては必ずしも希望に添えない場合があります。

## (7)支払額の確定

事業終了後、補助対象事業者より提出していただく実績報告書に基づき、ヒアリングおよび現地調査を行い、支払額を確定します。

## (8)間接補助対象事業の指導監督

補助対象事業者は、間接補助対象事業者が行う間接補助対象事業の実施状況を把握し、間接補助対象事業者に対して間接補助対象事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、

それにより得た情報を適時適切に知事に報告するものとします。

また、補助対象事業者は、間接補助対象事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合には、知事に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助対象事業者に対して必要な改善を指導するものとします。

#### (9)その他

(1)から(8)に掲げた事項を含め、交付要綱等において、補助対象事業および間接補助対象事業の詳細について定めますので、必ず交付要綱等に従って補助対象事業を遂行してください。

### 4 補助対象事業者の採択

プロポーザル形式による一般公募を行い、採択します。応募者より提出された応募書類について、審査委員会による審査を行います。

審査委員会は、応募書類について、「農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金」の補助対象事業者（執行団体）の公募に係る応募書類審査基準および採点表（別添）に基づき厳正に審査を行い、補助対象事業者を採択します。なお、採択にあたり、審査委員会での指摘事項等を踏まえて、補助対象事業の実施に関する条件を付すことや、事業計画書の内容の変更を指示することがあります。

### 5 審査の通知

令和8年2月中旬までに、採択・不採択にかかるわらす書面で通知します。

### 6 参加資格要件

以下の資格要件をすべて満たす者を、本公募への参加資格を有する者とします。

- (1)滋賀県内に事業所を有していること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3)滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者。
- (4)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5)県税に未納がないこと。
- (6)その他補助が適当ないと知事が認める者でないこと。

※ 当手続中に、次のいずれかに該当した場合は、当該参加者の参加資格を欠格とします。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 計画書等の提出期限に遅れた場合
- (3) 計画書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (4) 計画書等に虚偽の記載があった場合
- (5) 計画書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

### 7 採択における審査項目

補助対象事業者の採択における審査項目は、「農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金」の補助対象事業者（執行団体）の公募に係る応募書類審査基準および採点表（別添）に定め、審査委員会により総合的に

審査するものとします。なお、応募内容については、審査委員会において応募者に対しヒアリングを行う場合があります。

## 8 公示の方法

県ホームページにより公示

## 9 応募の方法

### (1)公募期間

令和8年1月23日(金)～令和8年2月6日(金)正午

### (2)応募に必要な書類

- ① 応募申請書(別記様式1) 6部
- ② 事業計画書(別記様式2) 6部

#### 【内容】

次に掲げる事項について、具体的な実施方法や内容、本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案等を記載してください。

ア 事業実施体制(組織体制、実施責任者、担当者、業務提携事業者等)

※委託を想定する場合は、業務実施体制に記載すること。

イ 法令遵守、情報セキュリティおよび個人情報保護の体制

ウ 事業全体の設計およびスケジュール

※可能な限り、間接補助金の申請から支払いに至るまでの手続をオンラインで実施すること。

エ 追加業務の提案

※事務費の予算内で実行可能なものに限る。

オ 県内雇用の創出

カ 類似事業の補助実績

- ③ 収支予算書(別記様式3) 6部

#### 【作成上の留意事項】

ア 「農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金」に掲げる事業の遂行にあたり、着手から事業終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

イ 消費税および地方消費税を含むこと。

- ④ 添付書類

ア 企業・団体等の概要説明書(パンフレット等) 6部

イ 定款または寄付行為 1部

ウ 過去3年(令和4年4月1日以降)の事業報告および決算報告 1部

エ 誓約書(別記様式4) 1部

オ 滋賀県税のすべてに未納がないことを証する納税証明書(交付日が申請日から1か月以内のもの。写し可。) 1部

- ⑤ 社会政策推進面に係る関係書類(該当する場合のみ提出)

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または次世代育成支援対策推進

法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、それを証するものの写し 1部

イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合、それを証するものの写し 1部

ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当している場合、それを証するものの写し 1部

(ア)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている

(イ)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している

(ウ)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている

(エ)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている

エ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、それを証するものの写し 1部

オ 環境マネジメントシステムのうち下記いずれかの認証、登録を受けている場合、それを証するものの写し 1部

(ア)国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証

(イ)一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録

(ウ)特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

(エ)一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

カ パートナーシップ構築宣言の登録をしている場合、それを証するものの写し 1部

### (3) 事業計画書等の提出期限、提出場所および提出方法

#### ①提出期限

令和8年2月6日(金)正午 必着 ※時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しません。

#### ②提出場所および提出方法

下記(7)に示す場所に、持参または郵送で提出してください。

ア 持参の場合の受付時間は、土曜日および日曜日を除く、9時から17時までとします。

イ 郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、事業計画書等を郵送した旨を電話または電子メールで連絡してください。

### (4) 関係様式

別記様式1 応募申請書

別記様式2 事業計画書

別記様式3 収支予算書

別記様式4 誓約書

別記様式5 質問票

## (5)説明会の開催

説明会は開催しません。

## (6)公募に関する質問の受付および回答

本事業および本公募に関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととします。その他の方法による質問には回答しないので、注意してください。

### ①質問方法

別記様式5の質問票により、電子メールで下記(7)に示す場所へ提出してください。

なお、電子メールを送付した場合は、受信の確認を行ってください。電話または口頭での質問は受け付けません。

### ②質問受付期限

令和8年1月 29 日(木)正午まで

### ③回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和8年1月30日(金)17時を目指しに、質問者に電子メールで回答するとともに、以下の県ホームページに回答を掲載します。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/>

## (7)問合せ先

滋賀県農政水産部 みらいの農業振興課(担当:丸山、白井)

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3832 FAX:077-528-4882 E-mail:kome@pref.shiga.lg.jp

## (8)スケジュール（予定）

日時	内容
令和8年1月 23 日	公告
令和8年1月 29 日正午	質問書 提出期限
令和8年2月6日正午	事業計画書 提案期限
令和8年2月 10 日	審査委員会
令和8年2月中旬	補助対象事業者の採択
令和8年2月下旬	交付決定
交付決定の日から令和 9 年3月12 日まで	補助対象事業の実施(契約期間)

## II 留意事項等について

### 1 基本的な事項

補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)の規定によるほか、交付要綱等に定めるところによることとします。

### 2 補助金の交付

#### (1)交付申請

採択された補助対象事業者は、補助金の交付申請書を知事あて提出してください。申請手続等は交付要綱をご参照ください。

#### (2)交付決定

知事は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

#### (3)事業の開始

補助対象事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。補助金交付決定日以前に契約等を行った経費は、原則として補助金交付の対象外となります。

### 3 補助対象事業の完了

補助対象事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日または令和9年3月12日(金)のいずれか早い日までに、完了実績報告書を知事あて提出してください。

### 4 補助対象経費

#### (1)補助対象経費区分

補助対象となる経費については、下表のとおりですが、必ず交付要綱等も併せて参考してください。

区分	補助対象経費	補助率
事業費	間接補助金に要する経費	
事務費	補助対象事業の事務を行うために直接または間接に必要な報酬、人件費、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、光熱水料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、手数料、委託料、使用料、賃借料、消耗品費、その他必要な経費で知事が承認した経費	定額

※補助対象事業の実施に直接必要と判断し難い消耗品費(例:日用品、新聞・雑誌等)は補助対象なりません。

※執行団体としての補助金交付事務について、全部もしくはその主たる部分(事務費の区分欄の合計額の50%を超えるもの)を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。再委託等を含めた合計額が50%を超える場合には、知事の承認が必要となります。

※執行団体としての補助金交付事務について、一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施できる場合は、本公司の応募の際に実施体制として明示されているものに限ります。なお、実施に関する契約を締結し、知事に報告(原則、県の実地検査時に確認)するとともに、補助対象事業の履行体制を遅滞なく公表しなければなりません。

※県は、補助対象事業実施期間中に、補助対象事業の執行に要する経費について、額の中間検査を実施します。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合があります。

## (2)補助対象経費からの消費税等仕入控除税額の除外

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税額および地方消費税仕入控除税額は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税および地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

## 5 留意点

### (1)応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、県において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、滋賀県情報公開条例(平成12年10月11日条例第113号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。

### (2)補助対象事業等の検証・評価の実施

実施した補助対象事業および間接補助対象事業の効果を県において検証・評価するため、その実施に当たって必要となる資料等の提供を求める場合があります。

### (3)補助対象事業終了後の対応について

#### ① 会計検査への対応

本事業は、重点支援地方交付金を活用した事業のため、補助対象事業終了後においても会計検査院が実地検査に入ることがあり、その際は対応していただく可能性があります。

#### ② 補助対象事業終了後における手続

補助対象事業終了後において間接補助対象事業者に係る手続(各種報告、財産処分承認申請等)が発生する場合には、補助対象事業者(執行団体)の責任および負担により実施することになります。

#### ③ 補助対象事業終了の周知

補助対象事業の終了後、1年間は当該事業に係るホームページ上で事業終了を周知し、その後当面の間、当該ホームページのドメインを保持してください。当該ホームページの閉鎖の時期は、県と補助対象事業者で協議し決定するものとします。

### (4)その他

上記のほか、必要な事項は事業の交付要綱等に定めます。